

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ヒーハイト精工株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 尾崎 浩太
(JASDAQ・コード 6433)

問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 執行役員管理部長 佐々木宏行
電 話 049-273-7000 (代表)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 56 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員並びに工場長（以下「対象取締役等」と総称します。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 12 年 9 月 26 日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 200,000 千円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）とご決議いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 50,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、対象取締役に割当するために、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、100,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証

券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）により決定されます。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役等との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等がみずほ証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上